**法律顧問契約書**

株式会社○○（以下，「甲」という。）と，弁護士川上武志及び弁護士井上陽代（以下，両名併せて「乙」という。）とは，本日，以下のとおり法律顧問契約を締結した。

第１条　甲は，乙に対し，次の事項を委嘱し，乙はこれを受諾する。

１　甲の事業の遂行に関する法律上の問題について，乙は甲からの法律相談に応じて法的な助言をなすこと。

２　甲が第三者との間に締結する契約等の文書について，その内容及び手続につき，甲の求めに応じて法的な助言をなすこと。

３　甲の事業経営について，法律上の観点から必要に応じ助言，協力すること。

第２条　前各項の委嘱事務は，原則として，乙の事務所における面談，電話，ファックス又は電子メールにて実施する。

第３条　乙は，甲から相談を受けた事項その他甲の業務に関し職務上知り得た一切の事項について，甲の秘密を遵守する。また，甲から依頼を受けた事項については，法令・弁護士会会則等・弁護士倫理又は社会正義に反しない限度において，甲の利益のため誠実に処理する。

第４条　乙は，甲から依頼を受けた事項について，乙以外の弁護士等に復代理をさせることができる。ただし，乙が所属する法律事務所に所属しない弁護士等に復代理させる場合には，事前に甲の承諾を得るものとする。

第５条　甲は，乙に対して，第１条の委嘱事務の対価として，次のとおり顧問料等を支払うものとする。

１　顧問料として月額金５万円及び同金額に対する消費税を毎月月末までに，乙の○○○○銀行○○支店・普通預金No○○○○○○○・名義人○○○○○の銀行口座に送金して支払うものとする。

２　将来経済情勢の変化，甲の経営状態の変化（事業規模の拡大・上場・合併等），委嘱事務の増加（１か月あたりの業務時間が１０時間を超えることを一応の目安とする）等により，前項の顧問料額が不相当となった時は，甲・乙協議のうえ，これを増減することができるものとする。

３　甲は，乙に対して，第１条の委嘱事務を処理するに際して生じた通信費，交通費，資料取寄せ等の実費及を負担するものとし，乙からの請求に基づき，第１項の顧問料に付加して支払うものとする。

第６条　乙が第１条の法律事務の範囲を超えて処理する法律事務（意見書・通知書・契約書・告訴状等の法的文書の作成等），もしくは，乙に委任する民事，刑事その他の法律上の争訟（訴訟・公判・調停・示談交渉対応等）について，甲が乙に対して支払うべき手数料，謝金，日当等の金額は，事件の難易，目的物の価額その他の事情に応じ，乙の所属する弁護士会の平成１６年３月３１日廃止前の報酬規定から算出される金額の８５％に相当する金額を一応の基準として，各事件毎に甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第７条　この契約の有効期限は本契約締結の日から１年間とし，甲又は乙のいずれか一方から契約期間の満了の日の１か月前までに解約の申入れがない限り，同一の条件により更新されるものとし，その後も同様とする。

第８条　この契約又はこの契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争（ただし，顧問料その他の弁護士費用，実費等の請求に関する紛争を除く）は，訴訟手続によらず，乙が所属する弁護士会において，同会の紛議調停委員会の仲裁手続によって解決することを，甲と乙とは合意する。

第９条（特約事項）

　○○○

本契約の成立を証するため本書２通を作成し，各当事者記名・捺印のうえ，各１通を所持する。

平成○年○月○日

（甲）

所　在

商　号

代表者

（乙）

住　所　福岡県北九州市小倉北区大門2‐1‐8コンプレート西小倉7F

　　　　小倉総合法律事務所

氏　名　弁護士　川上　武志

　　　　弁護士　井上　陽代